

現計画における取組の検証 及び 次期計画での検討課題(案)

	Ⅰ 現計画における取組の実績			Ⅱ 関連する調査結果	Ⅲ 主な成果、課題等	Ⅳ 次期計画での検討課題(案)
	大項目	取組一覧	事業概要、実績			
1	生活支援・相談・居場所づくり支援	ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心としたひとり親家庭支援	別紙のとおり	・子育ての悩みの最多は「教育・進学・学習の遅れ」(問13) ・ひとり親になった当時に困ったことは、高い順に、母子家庭は「経済的なこと」「子どもの養育、教育」「就職や仕事」、父子家庭は「子どもの養育・教育」「家事」「経済的なこと」(問14①) ・現在困っていることは、高い順に、母子家庭は「経済的なこと」「子どもの養育、教育」「老後のこと」、父子家庭は「子どもの養育・教育」「家事」「経済的なこと」(問14②) ・生活や子育てに関する相談相手は、高い順に、母子家庭は「友達」「親・兄弟」「学校」、父子家庭は「親・兄弟」「友達」「学校」(問15(2)) ・相談したことがない理由は、高い順に、母子家庭は「解決できないと思うから」「相談するほどでもないと思うから」「相談できる人がいないから」、父子家庭は「相談できる人がいないから」、「解決できないと思うから」「相談するほどでもないと思うから」(問15(3)) ・相談したいと思う人や場所についての最多は、「無料で相談できる」(問15(4)) ・ゆめあすの認知度は、母子家庭27.8%、父子家庭17.0%で、前回調査よりも上昇(問16(1)) ・ゆめあすで興味がある事業は、高い順に、母子家庭は「パソコン講習会」「弁護士による無料法律相談」「着物の貸出し」、父子家庭は「日常生活の相談」「ハバカフェ等」「親と子の交流会」(問16(2)③) ・ゆめあすの事業に参加したくない理由は、「時間がない」「必要性がない」(問16(4))	○ゆめあすでの相談件数の増加(R1→R5で約1.7倍) ○ゆめあすでの豊富な知識とその他支援団体とのつながりを活かした相談対応 ○ゆめあすでのLINE登録者の増加 839人(R6.3時点) ○ひとり親家庭応援パンフレットのデジタルブックを市ホームページにて発信 ○相談に対して消極的な方々への対応策の検討	生活支援・相談・居場所づくり支援の継続、充実
		子育て支援短期利用事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の充実	児童を養育している家庭の保護者が持病や仕事等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設等において一定期間養育することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。 ＜ショートステイ利用日数＞ ○ひとり親世帯対象分 R1:6,665日 R2:4,377日 R3:5,639日 R4:7,105日 R5:6,547日 ○その他世帯分 R1:603日 R2:618日 R3:749日 R4:878日 R5:1,191日 ＜トワイライトステイ利用日数＞ R1:90日 R2:5日 R3:4日 R4:0日 R5:1日			
		母子生活支援施設を活用した支援	配偶者の無い女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。 ＜延滞置人員数＞ R1:789人 R2:913人 R3:880人 R4:868人 R5:895人			
		ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	ひとり親家庭等が、自立促進のために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣する。 ＜利用世帯数＞ R1:11件 R2:11件 R3:9件 R4:8件 R5:7件			
		ひとり親世帯を対象とした市営住宅優先入居	特に住宅に困っている母子家庭(20歳未満の子どもと母)又は父子家庭(20歳未満の子どもと父)に対して、市営住宅に優先的に入居できる制度。 ＜申込者数＞ R1:11人 R2:13人 R3:13人 R4:5人 R5:10人			
		ひとり親家庭支援に関する情報発信・広報の実施	ひとり親家庭の自立支援や経済的不安軽減を目的に、チラシ等を活用した広報活動 ＜ひとり親家庭応援パンフレット発行部数＞ R1:6,000部 R2:7,000部 R3:7,000部 R4:5,500部 R5:5,500部			
2	学習支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施	ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童が高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む。)を受講し、これを開始、修了及び合格した時に受講費用の一部を支給する。 ＜講座指定件数＞ R1:1件 R2:1件 R3:1件 R4:3件 R5:1件	・子育ての悩みの最多は「教育・進学・学習の遅れ」(問13) ・ひとり親になった当時に困ったことは、高い順に、母子家庭は「経済的なこと」「子どもの養育、教育」「就職や仕事」、父子家庭は「子どもの養育・教育」「家事」「経済的なこと」(問14①) ・現在困っていることは、高い順に、母子家庭は「経済的なこと」「子どもの養育、教育」「老後のこと」、父子家庭は「子どもの養育・教育」「家事」「経済的なこと」(問14②) ・学習支援の認知度は、母子家庭が約15%、父子家庭が約6%(問17①-1)	○国の制度拡充を着実に実施。 ・高卒認定試験合格支援事業 R2:支給割合の改正 R4:受講開始時給付金の新設 R5:支給割合の改正及び支給上限額の引上げ R6:所得制限の撤廃 ○学習支援実施箇所を年々拡大 H22年度(事業所年度)は市内2か所を実施→R6年度(9月現在)市内18か所を実施 ○学習支援における中学3年生の登録者77人のうち、進路が判明している57人全員が高校へ進学(R6年度)	学習支援の継続、充実
		生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施	被保護世帯、ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもに対して学習会を実施し、高校進学等を支援するとともに、学習会への参加を通じて日常的・社会的な能力の修得を手助けすることにより、上記世帯の自立支援を推進する。 ＜参加登録者数＞ R1:319人 R2:301人 R3:288人 R4:291人 R5:321人 ＜ボランティア登録数＞ R1:302人 R2:267人 R3:268人 R4:262人 R5:286人			
3	就労支援	保育所等待機児童ゼロの継続	保育所等における待機児童をゼロにする。 11年連続待機児童ゼロを達成(R6.4時点)	・前回調査に比べ、正規雇用の割合が増加し、非正規雇用の割合が減少(問5(2)) ・仕事上の悩みの最多は「収入が少ない」、次に「子どもの世話・家事等の両立が困難」(問5(4)) ・仕事をしていない理由の最多は、母子家庭が「病気で働けない」、父子家庭が「休職中」(問6) ・取りたい資格の最多は「パソコン」(問7②)	○国の制度拡充を着実に実施。 ・高等職業訓練促進給付金等事業 R3:対象講座の拡充(1年限り) R4:拡充措置の継続実施 R5:拡充措置の継続実施 R6:拡充措置の恒久化、所得制限の緩和 ・自立支援教育訓練給付金事業 R3:支給期間の上限拡大 R4:支給上限額の引上げ R6:支給上限額の引上げ、所得制限の撤廃 ○ゆめあすで実施する就業相談や講習会において、児童扶養手当水準を所得超過した方や離職前の方も新たに対象者として拡大 ○各区支所にハローワークの窓口を設け、生活保護受給者や児童扶養手当受給者の就労支援を実施(保健福祉局事業)	就労支援の継続、充実
		児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続	学童クラブ事業における待機児童をゼロにする。 13年連続待機児童ゼロを達成(R6.4時点)			
		高等職業訓練促進給付金等事業の実施	ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、ひとり親家庭の親に対し、当該資格に係る養成訓練の受講期間中に高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給する。 ＜訓練促進給付金新規支給件数＞ R1:41件 R2:38件 R3:57件 R4:57件 R5:50件			
		自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座(ホームヘルパー、栄養士、パソコン、医療事務講座等)を受講するひとり親家庭の親に対し、対象講座受講のために本人が支払った費用の最大6割に相当する額を支給する。 ＜講座指定件数＞ R1:53件 R2:67件 R3:78件 R4:60件 R5:60件			
4	経済的支援	幼稚園、保育園、認定こども園等における多子世帯やひとり親世帯に対する利用者負担額の軽減	多子世帯やひとり親家庭の保育料について、子どもはぐみ応援額(基準額の半額以下の金額)や無料とする。 ＜ひとり親家庭等に対する軽減適用世帯数＞ R5:3,94世帯 R6:3,85世帯	・第2、第3の収入源は児童手当、児童扶養手当(問8②) ・養育費の取り決めをしていない割合は減少(問9)、取り決めどおりに支払われている割合は上昇(問10(1)) ・養育費の平均月額額は、母子家庭が51,000円、父子家庭が28,800円(問10(2)②) ・ひとり親になった当時に困ったことは、高い順に、母子家庭は「経済的なこと」「子どもの養育、教育」「就職や仕事」、父子家庭は「子どもの養育・教育」「家事」「経済的なこと」(問14①) ・現在困っていることは、高い順に、母子家庭は「経済的なこと」「子どもの養育、教育」「老後のこと」、父子家庭は「子どもの養育・教育」「家事」「経済的なこと」(問14②) ・市や国への要望の最多は「学費の軽減制度」、続いて「年金・手当などの経済的支援の充実」「養育費確保のための制度の創設」(問19)	○国の制度拡充を着実に実施 ・児童扶養手当 R2:障害基礎年金の子加算との差額が受給可能 R6:所得制限の緩和・第3子支給額の引上げ ・母子父子寡婦福祉資金貸付 R5:家計急変世帯への貸付を開始 ○教育に関する軽減をはじめとする、経済的支援の必要性 ○養育費の安定的な確保に関する施策の必要性	経済的支援の継続、充実
		児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父(母)と生計を同じくしていない児童の母(父)や、父(母)に一定の障害のある児童の母(父)、又は母(父)に代わってその児童を育てている養育者に対し手当を支給する。 ＜受給資格者数＞ R1:12,435人 R2:11,788人 R3:11,542人 R4:11,093人 R5:10,810人			
		母子父子寡婦福祉資金貸付の実施	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付及び援助・指導を行う。 ＜新規貸付件数＞ R1:91件 R2:65件 R3:41件 R4:55件 R5:53件 ＜貸付件数＞ R1:321件 R2:238件 R3:166件 R4:134件 R5:113件			
		ひとり親家庭等医療費の支給	母子家庭又は父子家庭の児童とその親、及び両親のいない児童等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の保険の向上を図り、福祉の増進に寄与する。 ＜年間平均受給者数＞ R1:25,610人 R2:25,081人 R3:24,649人 R4:23,975人 R5:23,402人			